

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
令和6年度第3回理事会議事録

1 招集年月日

令和6年11月26日（火曜日）

2 開催日時

令和6年12月20日（金曜日）午後3時00分から午後4時35分まで

3 開催場所

社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室

※Web会議システムによる出席者は、自宅・職場等の各会場から出席

4 出席者（※Web会議システムによる外部会場からの出席者）

(1) 理事総数 9名

出席理事 9名

理事 山 岸 徳 男

理事 藤 岡 孝 志※

理事 和 氣 康 太※

理事 廣 川 理恵子※

理事 西 田 伸 一※

理事 佐々木 晶 道

理事 有 賀 弘

理事 藤 井 麻里子

理事 林 直 樹※

(2) 監事総数 2名

出席監事 2名

監 事 齊 藤 一 紀※

監 事 石 村 光 代※

5 議長

理事長 山 岸 徳 男

6 議事録作成者

理事長 山 岸 徳 男

7 議 題

(1) 決議事項

第1号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団職員給与規程の一部改正
(案) について

第2号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団経理規程の一部改正(案)
について

第3号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等
及び費用弁償に関する規程の一部改正(案) について

- 第4号議案 常勤役員の報酬等の額（案）について
- 第5号議案 令和6年度第三次補正予算（案）について
- 第6号議案 評議員会の招集について

(2) 報告事項

- ア 施設利用実績について
- イ 「第Ⅲ期中期経営計画」の検討状況について
- ウ 令和7年度職員採用選考の状況について
- エ 2023年度東京都政策連携団体経営目標の達成状況について
- オ 令和5年度指定管理者管理運営状況評価結果について
- カ その他事案報告について

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。（理事長、業務執行理事、片瀬学園の園長である理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。）

8 議事の経過の要領及びその結果

- (1) 第1号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団職員給与規程の一部改正（案）について

議長の求めに応じ、事務局から期末・勤勉手当の改正について説明があった。その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第1号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

- (2) 第2号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団経理規程の一部改正（案）について

議長の求めに応じ、事務局から各種システム化の推進に伴う電磁的記録に係る記述についての明記や、電子契約など電子取引について見直しすること等に伴う、経理規程の改正について説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問があった。

- 出席者から、報告書を「提出しなければならない」を「報告しなければならない」に文言を変えることについて、報告書を作成したのであれば、提出しなければならないという文言が合うのではないかとの意見があり、事務局から、モデル経理規程などを参考にしており、ご意見については、モデル規程の趣旨を改めて確認するとの回答があった。

質疑応答の後、第2号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

- (3) 第3号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部改正（案）について

第4号議案 常勤役員の報酬等の額（案）について

議長から、第3号議案と第4号議案の決議は関連事項であるため、一括して行うとの説明があり、議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問があった。

- 出席者から、非常勤理事の報酬に関しては、物価高もある中で都から言及はないかとの質問があり、事務局から、非常勤については、各団体で検討・決定するもので、ご意見を踏まえ検討していかなければならないが、東京都に相談しながら対応していくとの回答があった。

質疑応答の後、第2号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

- (4) 第5号議案 令和6年度第三次補正予算（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、人件費の増、AEDバッテリー交換、空調設備の修繕、給食業務委託費の増等に伴う補正予算及びその説明資料について説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、業務委託費やその他のいろいろな値段が上がっているが、特定の園のみが補正をかけている理由があるのかとの質問があり、事務局から、故障による修繕や職員の増の影響で当初の予算よりも上回ってしまったものや、給食業務については、昨今の物価高により、給食業者の人件費について交渉を受けた結果、補正予算を行っているとの回答があった。

- (5) 第6号議案 評議員会の招集について

議長の求めに応じ、事務局から議案書に従い説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第6号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

- (6) 報告事項

山岸理事長から、社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、職務執行状況について、報告があった。詳細については、藤井業務執行理事から

「施設利用実績」、「2023 年度東京都政策連携団体経営目標の達成状況」及び「令和 5 年度指定管理者管理運営状況評価結果」について、事務局から「第Ⅲ期中期経営計画の検討状況」、「令和 7 年度職員採用選考の状況」及び「その他事案報告」について、それぞれ資料に従い説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

<施設利用実績について>

- 出席者から、施設利用実績について、児童養護施設で利用が抑えられている中、石神井学園は入所人数が増えている理由・状況と、千葉福祉園の障害者部門で年度当初より 12 名減っている理由について質問があり、藤井業務執行理事から、石神井学園は、できる限り多く受け入れるため、調整した結果であること。また、千葉福祉園は 4 月から 12 月にかけて、4 名が亡くなり、8 名が特別養護老人ホームに移行したためとの回答があった。

さらに、出席者から、特別養護老人ホームに移行する際の移行後の地域について質問があり、藤井業務執行理事から、利用者ごとに状況が異なるため、保護者やご家族、実施機関と調整しながら行き先を選定しているとの回答があった。

また、山岸理事長から、石神井学園はファミリーソーシャルワーカーが家庭復帰に尽力し、生じた空き分の入所受け入れを進めた結果であるとの補足説明があった。

<令和 6 年度職員採用選考の状況について>

- 出席者から、職員採用について、一般、実習生、学校推薦など、多岐にわたる様々な戦略で頑張っているが、事業団でかつて働いていた職員の再採用はどのような理由で再び応募してきたのかとの質問があり、事務局から、事業団外で働いてみたいという理由で退職した職員が、児童養護の仕事を改めて続けたいなど、外での経験を踏まえて事業団の支援や魅力を実感して、もう一度働きたい気持ちになったケースなどがあるとの回答があった。

さらに、出席者から、事業団希望者の中には、児童養護施設だけでなく、障害児・者施設でも働けるため、自分のキャリアを考え様々な経験ができる事業団を希望する動機が高い。異動でその経験が生かされ、キャリア、専門性及び経験が多様になって職員集団が構成されることは健全なチームづくりにおいて大事であり、様々な意見を聞くことができるのが強みである。また、卒業した先輩職員が地道に採用活動しているのも功を奏していると感じるとの意見があった。

<「第Ⅲ期中期経営計画」の検討状況について>

- 出席者から、「第Ⅲ期中期経営計画」と「東京都政策連携団体経営目標」について、内容が重複するものがあり計画期間が異なっているが、計画作成や報告に時間と労力がかかると思われるため、合わせた形で計画できないかとの意見があり、事務局から、「中期経営計画」は事業団が主体的に作成していること。「東京都政策連携団体経営目標」は今年度末で終わるが、新しく始まる東京都の計画は期間が明示されておらず、今後も期間を合わせられるかはわからないこと。また、「東京都政策連携団体経営目標」は、「中期経営目標」に基づいて東京都に作成するよう言われているため、同じ構成となっているとの回答があった。

<2023 年度東京都政策連携団体経営目標の達成状況について>

- 出席者から、資料の表記があまりにも小さく非常に確認しづらいため、提示方法を工夫してほしいとの意見があり、藤井業務執行理事から、ホームページに掲載したものをそのまま使用したため、見づらくて申し訳ない。次回から工夫していきたいとの回答があった。
- 出席者から、報告の際は、実績に対する成果が見えるよう要望し、昨年度の報告ではそのとおり取り組んでいたが、本表では、要因分析の欄に実績や成果、備考的なものが入り込んでいてわかりづらいとの意見があり、藤井業務執行理事より、様式自体は東京都が定めた統一様式であり、都の政策連携団体では社会福祉法人は当法人1つであるため、社会福祉法人の状況として記載することが難しい部分もあるが、できる限り工夫していきたいとの回答があった。

<その他事案報告について>

- 出席者から、権利擁護の仕組みは、人権意識を持ち、子供の安全管理を考え、日頃、児童との関係性を構築し、意見を表明してもらいながら、どう養育に生かすかである。意見表明は、「表現」「展望」「思い」であり、表情、しぐさ、振る舞いなど、言葉になる以前のところをどう酌み取りながら支援するかである。本事案はそもそもどのような姿勢で関わっていたのか。人権教育などしっかりされていたと思うが、子供と接触する際に、どのような存在のあり方で子供や利用者と向き合っているかに繋がっている。

子供にはこうあって欲しいという「べき論」の意識は大事だが、伝え方や支援でそれが優先され、叱責や枠組み設定を強く求めるのではなく、バランスよく子供の表情・仕草も含めた意見をくみ上げていくという、研修や仕組みづくりの必要性を感じたとの意見があった。

- 出席者から、児童が何かやってしまった、いたずらしたなど、どの施設でも起こりうるが、本事案はそれに対してペナルティを課してしまった。

対応の仕方としては、本人にいけないことの気づきや、生かせる方法があるはずで、そのモデルを職員間や施設を横断し共有できるように大々的にやってもらいたいとの意見があった。

- 出席者から、事案が明るみになる前に同僚や上司が意見を言う、止めるなどの機会はなかったかとの質問があり、事務局より、管理監督者が複数回の指導や改善を図っている過程ではあったが、本事案が生じてしまったとの回答があった。

さらに、出席者から、内部統制を機能させるため、組織的に改善の余地があるのではないかとの意見があり、事務局より、組織にも課題があったと認識し、改善に向け取り組んでいるとの回答があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午後４時３５分に閉会した。